

開会の日 令和7年6月23日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（6人）

委員長	井 端 浩 二
副委員長	小 笠 原 美 保 子
委員	佐 藤 克 成
委員	上 ケ 吹 豊 孝
委員	野 村 勝 憲
委員	籠 山 恵 美 子

◆欠席委員（なし）

◆説明のため出席した
者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
総務部次長兼総務課長	上 畑 浩 司
総務課行政係主査	二 俣 慎 弥
農林部長	野 村 久 徳
農林部次長兼農業振興課長	堀 之上 亮 一
畜産振興課長補佐	蒔 田 善 巳
畜産振興課主幹家畜診療所管理者	古 川 尚 孝
商工観光部長	畠 上 あ づ さ
商工観光部次長兼商工課長	大 始 良 透
商工課商工係長	塚 原 慧
基盤整備部長	横 山 裕 和
建設課長	政 井 真 一
建設課長補佐兼管理係長	吉 澤 智 之

◆職務のため出席した
事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	川 端 嘉 恵

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第83号 飛驒市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

議案第84号 飛驒市駐車場条例の一部を改正する条例について

議案第85号 損害賠償の額の決定について

2. 管外視察について

3. その他

(開会 午後 1 時00分)

◆開会

●委員長（井端浩二）

ただいまより、第7回産業常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりでございます。審査に入る前にお願いします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を告げてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いいたします。

次に、理事者側の説明において議案の朗読を省略することといたします。また、部長以外の職員が説明及び答弁をする場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、ご協力をよろしくお願ひいたします。

◆ 1. 付託案件審査

議案第83号 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第83号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（井端浩二）

野村農林部長。 ※以下、この委員長の発言者氏名の表記は省略する。

□農林部長（野村久徳）

議案第83号について説明します。本議案は、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正するものです。

4ページ、条例関係議案要旨をご覧ください。改正の概要は2点あります。1つ目は、同診療所分掌業務として、受精卵の採卵に関する規定を追加するものです。獣医師不足のため、平成24年度より休止していた受精卵採卵業務を、今年度から獣医師が4名体制となったことで再開できるめどが立ったために追加します。2つ目は、受精卵の採卵業務を再開するに当たり、同業務の料金を飛騨地域の民間事業者の水準に変更するものです。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

1回の料金が倍以上になっていますよね。これは年数がたっているということですか、あるいは今の物価高騰とかほかの要素もあるんですか。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

当初2万円でやったときはまだ受精卵をやり始めの頃で、確実にやるという人も少なかったことと、何とか普及させていきたいなという思いで2万円でした。ただ、今5万5,000円になったの

は、技術料と薬品代込みで大体民間の事業者が4万円でやっているので、民間を圧迫しないため
にやるだけで、薬代が上がりますからこの値段が妥当かなと私は思っています。

○委員(籠山恵美子)

民間よりちょっと割高にしてということですか。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

ほぼ同じ金額です。

○委員(野村勝憲)

この民間業者というのは、飛騨地区で何名ぐらいいらっしゃるんですか。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

飛騨地域では、高山市で1件の方のみです。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員(上ヶ吹豊孝)

獣医師の方が4名になったということで採卵を始めるということですが、何名から4名になつたのかということと、獣医師が減ったらまた採卵をやめるのか、それを伺います。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

合併当初3名でやってきました。途中で2名になって、2名の方が体を壊して来なくなりまして、私1人の時期がありました。そのときに診療以外のことはできないということでやめたんですけど、今回4名体制で、今年また若い獣医師が入りましたので、上ヶ吹委員が言われるようなまた減ったらやめるのではなくて、多分もう減らないと私は思っていますので、このまま続けていきたいと思っています。

○委員(上ヶ吹豊孝)

分かりました。今、民間の方と市役所の採卵の金額も一緒ということですが、それだけ採卵をやられる職が増えるということは、民間業者の方の仕事量が減るという影響はないでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

民間事業者1件だけで、うちだけでも去年まで大体40件から50件やっています。そして、本人に聞きましたら年間250件から300件やると。なかなか手が回らないので一部断ったところもあると聞いていますので、そこを助けるためには必ず必要であるかと思いますし、その方ももう50歳を過ぎていますので、どこでいきなりけがをするかも分からぬし、そのときのためにもやっていこうかという再開に踏み切りました。

●委員長（井端浩二）

そのほかに質疑はありませんか。

○委員(野村勝憲)

そうしますと下呂市とか高山市も同じような、こういう価格帯でやっているという理解でよろ

しいですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□畜産振興課主幹家畜診療所管理者（古川尚孝）

高山市も民間に気を遣いまして、年間何頭という範囲で上限を設けてやっていると聞いています。下呂市は全く手をつけていなくて、民間業者だけがやっているという格好です。

●委員長（井端浩二）

そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 1 時07分 再開 午後 1 時08分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第84号 飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第84号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

それでは議案第84号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について説明をさせていただき

ます。

5ページの要旨をご覧ください。提案理由は、飛驒古川駅東駐車場の設置に伴う改正でございます。第2条及び別表に飛驒古川駅東駐車場についての記載を加えるものです。3月定例会にて議決いただきました若宮駐車場と飛驒古川駅東駐車場の交換により、公の施設として設置するもので、若宮駐車場と同等以上の規模・機能を有しているため、市民への影響はございません。

なお、施行日は公布の日としております。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

そうしますと、正式名称は飛驒古川駅東駐車場という名称ですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

そういうことになります。

○委員（野村勝憲）

たしか私の記憶では、3月定例会の予算特別委員会か何かのときに、前川委員から名称のことについて若宮駐車場でもいいのではないかというようなことを言われたと思いますけども、その後は議論をされていないんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

定例会の後、内部で協議をいたしましたが、やはり市民の方にとっても市外の方にとっても分かりやすい名前をということで、ランドマークである駅の東側ということで、飛驒古川駅東駐車場がいいであろうということでこの名前にさせていただきました。

○委員（野村勝憲）

農免道路の向こう側になって、駅から随分離れたんですよね。それともう1つ私が懸念するのは、飛驒古川駅東開発というのは株式会社東洋の田端社長の会社と一緒になんですよね。そうすると、これは民間で運営しているのかと思われます。そうでしょう。それよりもむしろ別の名前で、若宮駐車場は若宮町にあったから若宮駐車場、あれは北側になっているので、あそこは上気多になるのかな、そういう名称にしたほうが市民も分かりやすいし、さらに若宮駐車場開発事業者は駐車場もできるわけですね。会社と同じような言葉を使えば混同します。市の財産になった以上は市の固有の名称でいかないと、同じような名前を出していたら、また市民からいろいろとクレームが来ますよ。その点はいかがですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

飛驒古川駅東開発の施設につきましては、既にホームページなどでも公表されておりますが「soranotani」という名前になる予定だと伺っております。ですので、今ほど野村委

員がおっしゃいましたように、飛驒古川駅東開発の施設の名称と駐車場の名前がダブって誤解を与えるということはないと思っております。確かに地名は上気多ですけれども、上気多というのが感覚的に分かるのは古川町の町の方だけであって、市外の方にとっては若宮町も上気多も、どこどこがどこだという区別は普通はつかないものだと思っておりますので、この名前にさせていただきたいと思っております。

○委員(野村勝憲)

くどいようですが、駅から離れたんですよ。どう見たって。そうでしょう。今まで線路を渡ればすぐだったから駅という名前をつけてもいいけども、駅から離れて農免道路を渡らないといけないわけでしょう。そういう感覚だからいけないんですよ。ほかの人も意見言ってくださいよ。

○委員(籠山恵美子)

市営の駐車場は、壱之町駐車場とか、大体その駐車場があるところの地名がついていますよね。そういうことで言うと、若宮町にあったから若宮駐車場ということなら、今、野村委員がおっしゃったように、単純に上気多に移ったなら上気多駐車場でいいのではないかなどと思いますけど、そういう感覚はないですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

そのほかの市営駐車場につきましては、広く一般の方が利用する駐車場ではなく、その地域の方を中心に月ぎめでお借りいただいているところがほとんどですので、そういう意味でしたら、やっぱり町の人に分かりやすい地名を駐車場の名称にすることが適當だと思思いますけれども、今回の飛驒古川駅東駐車場につきましては一般の無料駐車場ということで、幅広い方がご利用になる駐車場ですので、上気多という地名にこだわるのではなく、ランドマークである駅のすぐ横ではないですけれども、東側なのは間違いありませんので、そういう意味で飛驒古川駅東駐車場とさせていただきたいと思います。

□商工観光部次長兼商工課長（大始良透）

補足説明をさせていただきます。今ほど野村委員がおっしゃったことありますとか、籠山委員がおっしゃったこと、十分部内では検討させていただきましたが、2ページの条例を見ていただきますと、別表でございますが、こちらにおきましても飛驒神岡駅下駐車場でありますとか、飛驒古川駅前駐車場でありますとか、神岡振興事務所前駐車場ということで、ランドマーク的なそういう意味合いのある施設等につきましては、そういったところで名称を使わせていただいております。ただ、そういう名称がないところ、ランドマーク的な施設とかがない場合につきましては、三之町駐車場でありますとか、蟻川駐車場ということで地名を使わせていただいております。今回の場合も農免道路をちょっと外れておりますが、やはり駅東に近いところということで、今回もランドマーク的な意味合いで飛驒古川駅東駐車場ということでいいのではないかということで協議をさせていただいたということでございます。

○委員(籠山恵美子)

確かにランドマーク的な意味合いがあると言うんだったら、もっとしゃれた名前に、全く違う

ものにしたっていいのではないかね。あるいは市民や子供たちに公募するとか、そういうことは考えていなかつたんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

公募するという考えは、例えばホールのような建物ですとか、そういうしたものではよく市民の方に募集されるようなこともあるかと思いますけれども、あくまで駐車場ですので、そこまでの必要はないと考え、内部で判断をさせていただきました。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

三之町駐車場というのは、さくら物産館のところの駐車場のことでしょう。そしたら別にさくら物産館駐車場でもよかったですのに、三之町を使っているわけだからね。地名で言ったらこと同じようなことなんですよ。大変申し訳ないけど、ランドマークと言いながら、説明と矛盾しているんです。あそこだったら別にさくら物産館のほうが、外の人には分かりやすいよね。今の畠上部長の説明では、三之町は地元の人は分かるけどほかの人は分からぬ。さくら物産館はちゃんと地図というか、そういうものにも出ているし。だから、説明と矛盾がないように。

それと、私が一番懸念するのは、要するに飛騨古川駅東というのは、株式会社東洋が使っているものと同じようなネームです。これから飛騨古川駅東開発というのは、事業展開によってはこれからいろいろなところで名前が出てくるわけでしょう。そこが経営しているのかなと思われます。また市民からクレームが来ますよ。また一般質問しなければいけなくなる。本当にどうにもならない。

●委員長（井端浩二）

それは質問ですか。（野村委員「質問です。」と呼ぶ）答弁を求めます。

□商工観光部長（畠上あづさ）

野村委員のご意見はご意見として承りますが、私どもは先ほどから申し上げておりますように、飛騨古川駅東開発の施設は違う名称になるということで、おっしゃるようなことはないと考えておりますし、今矛盾するとおっしゃったのも、三之町だけを取り上げられるとそういう解釈になり得るかもしれません、今ほど大始良次長が申し上げましたように、そのほかの駐車場では、やはりランドマークとその位置に関わるような名称をついている駐車場もあるわけで、別に矛盾しているとは考えておりません。

○委員（野村勝憲）

それでは、こういう時代にどうしてランドマークにこだわるんですか。

□商工観光部長（畠上あづさ）

ですので、こだわっているわけではなく、上気多という市民の方にしか分からない地名を用いるのではないほうがいいという考え方で、飛騨古川駅東駐車場という名前にしたということでございます。

○委員(籠山恵美子)

こうやって論議していると、やっぱり後で後悔のないように、しこりのないようにきちんと論議したほうがいいなと思うんですけど、話を聞いているとやっぱりちょっと駅東というと駅から陸続きというか、駅東というのはよく分かるんですけど、そこに1つ道路を隔たって向こうでしょう。そうすると、全く古川町のことを知らない方が飛驒古川駅東駐車場と言われたときに、駅から陸続きで今の解体している場所ということなら何となくイメージがつきますけど、農免道路を隔てて向こうとなるとまたちょっと感覚としては違うのではないかなど。上気多駐車場ですと言って、そこはどこですかと聞かれたら、ここがあっちですよと言えば、ちゃんと標識を出せば何ら問題がない話なので、逆に担当部としてはどうしてもこの駅東にこだわるということですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

名称ってどうづけても同じような反応が起こるんです。上気多なら上気多で、何で駅のあっちにあるのにわざわざ上気多ってつけたんだという意見も出るし、僕は知り合いの人とか何人かに聞いてみたんです。一番多かったのは駅裏駐車場がいいという意見でした。駅裏と言うとすぐ分かると言われました。これは5～6人よりもっと聞いてみましたけど、ただ、裏というのがあまりいい表現ではないですね。表裏をつけるというのは。やっぱりこういうときに常道としては、東西南北をつけるのが常道だと思います。距離感の問題というのは、農免道路を挟んでいたとしてもやはりみんなそういう感覚を持つんだなというふうに思いましたし、駅起点に話ができますから説明もしやすいだろうと思います。上気多と言うと上気多ってどこよというところから話をしなければいけないですけど、どこに来られた方でも駅起点に話せば駅の前とか後ろとか、ただ、裏というのはさすがにどうかなと私も思いましたので、そういういろいろな方の話を聞いてみると分かりやすいんだろうなというふうに思いました。

それから、実際のところ駐車場の名称ってほとんど意識されないでしょう。あまり皆さん考えず使っていますよね。今までの若宮駐車場って若宮駐車場を議論しているから知っているんですけど、大半の人は駅のあそら辺にある駐車場と思っているだけですから、そう思うと名称ってさほどこだわらなくてもよくて、むしろ分かりやすさで、説明するときに分かりやすければいいのではないか、そういうふうな感覚を私自身持っていますし、中ではそんな議論もさせてもらつたということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員(野村勝憲)

今若宮駐車場の話をされましたけど、別に若宮駐車場で問題が起きたわけではないでしょう。地名を入れてやっていたわけでしょう。私が一番懸念しているのは、何回も言いますけども会社名と同じような名前なので、そこが問題だと言うんですよ。会社名が違うならいいですよ。そこが問題なんですよ。だから、また事業者にすり寄っていたのかと言われる人もいるので、そういうことを気をつけていかなければいけないので。だから今市長が言われたように、別にネーミングにはあまりこだわらなくてもいいのではないかということなら、別に変えてもいいということ

でしょう。北側なので気多若宮神社の気多でも取って、上気多をやめて北側にするとか。それから、私の一般質問の答弁では、畠上部長は北側のと言つてつけていたでしよう。北側の駐車場についてはそういうふうにも言つていたので、こだわらないならむしろ会社名と類似したものではなくて、市民に丁寧に使ってもらうためにもそういう名称にしたほうが、また何かあるのかなと思われるんですよ。そこを危惧しているんです。

△市長（都竹淳也）

こういうものはプラスマイナスありますから、天秤にかけたときにどっちを取るかという話だと思うんですね。駅東でその事業者の名前と同じじゃないかと言われましたけど、事業者の会社の名前まで覚えている人はほとんどいないだろう。それと、さつきの分かりやすさということをはかりにかけたときに取るメリット、こっち側の天秤にかけるときに、あそこは方角的には北ではなく東になるものですから、北ではないと思いますが、いずれにしても上気多の気多の文字を使うとかそれの分かりやすさと、事業者と間違われないというメリットを差し引きして天秤にかける。そして天秤にかけたときにどっちが取れるかという議論ですので、100%完全無欠、何もデメリットがないということではなくて、こういうものはやっぱり比較考量論ですから、そのデメリット、メリットのバランスを取れるほう、分かりやすさを取るという議論かなと思います。

○委員（野村勝憲）

北側と言つたのは私が言ったのではないですよ。畠上部長が答弁の中で北側という名称を使つたわけですよ。それは私が言ったことではないので、市が言つているんですよ。ごちゃ混ぜにした答弁はやめてくださいよ。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よつて、議案第84号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。（野村委員「いや、私は異議ある。採決を取ればいい。」と呼ぶ）（砂田議会事務局長「その場合は、討論の通告をしていただく必要がありますので、先に討論ありということでやり直しますか。」と呼ぶ）（野村委員「別に委員会で採決を取ってもいいんだよ。」と呼ぶ）（砂田議会事務局長「いえ、その場合は討論の通告が必要になりますので。」と呼ぶ）いいですか。（野村委員「はい。」と呼ぶ）

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時27分 再開 午後1時28分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第85号 損害賠償の額の決定について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第85号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

それでは議案第85号、損害賠償の額の決定について説明いたします。次のとおり損害賠償の額を定める。

損害賠償の理由、令和7年2月13日、午前9時15分頃、飛騨市神岡町朝浦地内の蟻川重機格納庫において、市職員が軒先の雪庇落とし作業をしていたところ、屋根下の確認を怠ったため、格納庫周辺に駐車していた車両に落屑させ、破損させたものです。

損害賠償の額、80万0,085円。上記金額の内訳ですが、車両修理費が80万0,085円でございます。相手方の過失割合はゼロ%、飛騨市の過失割合が100%で、全て飛騨市の過失となります。

損害賠償をする相手方の住所及び氏名については、記載のとおりでございます。

なお、損害賠償額の全額が保険適用となり、市で加入している全国町村会総合賠償補償保険の保険金で支払われるため、市からの新たな支出はございません。以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（小笠原美保子）

80万円って結構な金額なんですけども、相手の傷み方がひどいのか、お車が高いのか、車は何だったのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

車は軽自動車でございますが破損の度合いが非常に大きく、屋根部分からボンネットまで広範囲に破損があったこと、また、その間の代車代も保険適用となるためこの金額になっております。修理費が約51万円、残りの28万円程度が代車代ということで合計80万円ということでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員(上ヶ吹豊孝)

重機の格納庫って相当屋根が高いと思うんですが、どんな作業をしていたのか。それと確認不足と言いますけど、軒下の車が分からぬというのは雪で隠れていたのか、その辺の状況を教えてください。

□基盤整備部長（横山裕和）

まずこの作業でございますが、格納庫前面が県道の歩道があることから歩道へ雪が落ちるのを未然に防ぐために、雪庇落とし作業に向かったところでございます。前面部分は人が通ると作業に危険がございますので、下に補助員を置いて見張りをさせておったわけですが、その前面へ至るのに、屋根の裏側から上がって前面へ行ったわけでございますけども、その段階で前面の角からおろすために、角の雪庇の出具合を確認して、足場を確認するために横のほうへ行ったときに、横の雪をまず落としました。そこで横の空き地に車が止めてあったのを気づかずに落としちゃったということで、下で見張っていた者も前面の道路に気を取られて、歩行者のほうを注意しておったんですけども、そこに車があることを上の者に教えなかつたことと、上がる前にそこに車が止まっていることをしっかり確認した上で上がっておけばよかったんですけども、裏側から上がって注意不足、確認不足のまま落としちゃったという状況でございます。

○委員(上ヶ吹豊孝)

分かりました。今言われた空き地というのは、市の空き地ではなくて個人の空き地という理解でよろしいでしょうか。

□基盤整備部長（横山裕和）

空き地部分は市の敷地の一部でございます。たまたまそこが空いていたということで止められていたということでございまして、それを市のほうでよけてもらってから作業に入るべきでしたけども、気づかずに作業を始めてしまったということで、このような結果になってしまったということでございます。

○委員(上ヶ吹豊孝)

そうすると、市の土地に無断で車を止めたということですよね。それで100%対ゼロ%ですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

空き地ではございましたけども、特に進入禁止のロープ等を張っていたわけではなくて、自由に入れられるような状況にあったということでございまして、市に断って止めておられたわけではございませんけども、保険会社等の判断によりますと、止めておったことの瑕疵ではなく落とした作業のほうの瑕疵があるということで、100%対ゼロ%ということで決まるというようなことでございます。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員(籠山恵美子)

何となく状況の想像がつきましたけれども、こういうときってほとんど市が100%賠償しますよね。それは市がある程度、こういうものについている保険の積み立てがあるから安心して100%

出すのかどうなのか。民間同士だったらかなり厳しく保険屋同士でやり取りをするんだと思うんですけれども、修繕が51万円、代車代が28万円で額が大きくて、一体何日間代車が必要だったのかなと思ってしまうくらいですよね。2月13日に起ったこの事故というか損傷が、この間の初日の専決でも出てこないで今委員会に出てくるというのは、何かもめたのかなと私は思ったんですけど、どうもお話を聞いているとそうでもない、ちゃんと市は100%賠償しているんだし、何で時期的に今になってしまったのか。代車が28万円って一体乗るまでに何日間修理できなかったのか、何かその辺が不思議でしょうがないんですけど。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

この代車の期間ですが、50日でございます。2月13日に事故が起きましたけれども、聞きますところ今年度冬の雪が多かったということで、非常に修理の車が春先殺到していたということで、なかなか修理にかかりなかったということ、また、屋根が破損したということで、市内ですぐ直せるものではなくて、その部品を取り寄せたりするのに時間がかかったことも相まって50日間ということで、納車されたのが4月に入ってからでございました。本案件は議決が必要な案件ですので、直近の議会ということで今回の議会へお願いしておるということでございます。また、保険につきましては100%対ゼロ%ということですけども、市の保険の代理店と向こう側の保険会社とそれぞれ話し合った上で100%対ゼロ%ということですので、民間と同様に保険会社同士でも話し合いをした上で割合を決定されたということでございます。

○委員（籠山恵美子）

では、もめたわけではないということですね。高山市の方ですけれども、ここに勤めている従業員の方が、たまたま市有地にいつものように勤務先だからということで止めていたとか、そういうことでもないんですね。

□基盤整備部長（横山裕和）

聞きましたところ、この近くで工事の現場へ来ておられた方で、たまたま工事現場の近くの駐車場がほかの車で占有されておったものですから、近くのここが空いておったということで一時的に止めていたというところで、ちょうどそこに飛騨市の職員が作業を行ったということで、日常に毎日止めていたわけではないということですけども、たまたまその日はそこが空いていたので止めさせてもらっていたというようなことを伺っております。

○委員（籠山恵美子）

ますます不思議なんんですけど、民間でやったら全く自分の駐車場でもないところに無断で人のところに止めておいて、それで屋根から雪下ろしをしていたものの被害に遭ったというときに、保険屋は主張し合うと思いますけど。この辺りは、お金があるとはいえ市はちょっと優しすぎるのではないかですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（横山裕和）

今回の場合、もし屋根の雪が自然に重みで落ちる場合もあるかと思いますけども、自然に落ち

た場合ですと自然落下ということで市の瑕疵はなしになるらしいです。ただ、今回は職員が雪を下ろしたという事実があるものですから、その下ろした雪で壊れたということが瑕疵であるということの判断であると聞いております。

○委員(野村勝憲)

一部市の土地だったということですけども、市に対してここを駐車場として使わせてくださいというお願いは事前にあったんでしょうかね。

□基盤整備部長（横山裕和）

そのような申し出はなかったと聞いております。

○委員(野村勝憲)

そうしますと、向こうが了解もなしに駐車したということは、100%とは言いませんけど何%かはこの高山市の方にも落ち度があったのではないかと思うんですよ。もし了解してということなら全額市が持つべきなんでしょうけども、勝手に駐車したということになると、その辺の見解はどうなっているか分かりませんけども、その辺の議論はなかったのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部次長兼総務課長（上畠浩司）

今の事故の件につきましては、市が加入している保険会社と相手側の保険会社のほうといろいろ調整をされた結果で、市としましては、負担としては全部保険金で支払いますので、負担はないということで話が全て折り合ってこのような形になったというようなことで、今後についてはそういう考え方も含めて、保険会社のほうとは話をさせてもらいたいなと思いますけれども、今回についてはそういったことで両者折り合いがついたということでご理解いただければと思います。

○委員(野村勝憲)

実はこれは2月13日に事故が起きているんですけども、その後に3月議会があったわけです。だからこういうものは保険の絡みがありますから、フィニッシュするまで発表できないということなんでしょうけども、事故が起きたら3月議会のうちにこういう事故が起きましたと、今保険会社とご本人と交渉していますのでというようなことを、スピード感を持って対応してもらいたいんですよ。そうすることによって職員に対する緊張感にも影響してくるわけですね。その辺は市長、どうなんですかね。

△市長（都竹淳也）

こういうことがあったという中の情報共有はされておりまして、損害賠償とかそういう議案の段階で議会にお諮りをすることです。軽微なものもあれば、保険適用になるものもあるし、いろいろなものがあるので、1つ1つ議会に報告するという考え方もあるんでしょうけれど、こうした議案として出るときにご説明させていただくのが一番いいのかなというふうには思っております。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

●委員長（井端浩二）

なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託案件審査を終わります。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時43分 再開 午後1時47分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆ 2. 管内視察について

●委員長（井端浩二）

次に、2、管内視察についてを議題とします。

6月27日に、資料02にあります行程表のように視察を行いますので、皆さん、ご予定をよろしくお願ひいたします。また、昼食代として1人1,300円、七味づくり体験料として1人1,000円が必要になりますので、当日、現地にてお支払いくださいますようよろしくお願ひいたします。なお、お釣りのないようにご協力をよろしくお願ひします。資料02を見ていただいて、午前10時に飛騨市役所に集まっていたときまして、まず、武之町のひだ森のめぐみで毛受さんから多少の説

明をしていただいてから、七味づくりの体験をさせていただきます。その後、道の駅アルプ飛騨古川へ行って農産物直売所「そやな」等に状況説明をしていただきます。その後、ホテル季古里にて蕎草ランチを食べいただきます。その後、神岡町の宙ドーム・神岡へ行って説明をいただき、また飛騨市役所へ戻り、飲食業組合あるいは旅館業組合からの現状説明をいただいて、そこでご質問があれば質疑をしていただいて終わりとしたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(井端浩二)

では、管内視察については、このように進めさせていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

◆3. 管外視察について

●委員長(井端浩二)

次に3、管外視察についてを議題とします。資料03については前回の会議で提供したものと同じです。各自確認して検討されたものと思います。皆さんからご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

◆休憩

●委員長(井端浩二)

暫時休憩といたします。

(休憩 午後 1 時49分 再開 午後 2 時00分)

◆再開

●委員長(井端浩二)

休憩を解き、会議を再開いたします。

今いろいろと管外視察についてご意見をいただきました。そして、日にちについてもご意見をいただきましたので副委員長と相談しながら、当然、視察先の都合もありますので、そこも考えながら決めて、皆さんにまたご報告させていただきますので、それでよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

●委員長(井端浩二)

そのように決しました。

◆閉会

●委員長(井端浩二)

以上をもちまして、第7回産業常任委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉会 午後2時01分)

飛驒市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長 井端 浩二